

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第27号）

こども支援課

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 母子生活支援施設における自立支援計画の策定を定める規定において、当該計画の策定時に勘案すべき事項として、母子それぞれの意見又は意向を加える。
- (2) 母子生活支援施設における関係機関との連携を定める規定において、連携先の機関として里親支援センターを加えるとともに、婦人相談所を「女性相談支援センター」に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日